

昭和二十二年法律第二百三十四号

理容師法

第一条 この法律は、理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第二条 この法律で理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

第三条 この法律で理容師とは、理容を業とする者であつて、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

第四条 理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になることができる。

第五条 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。

第六条 理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

第七条 前三項に定めるもののほか、理容師試験及び理容師養成施設に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第八条 削除

第九条 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、理容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

第十条 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第十一条 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしなければならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 第四条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第四条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第四条の四 厚生労働大臣は、第四条の二第一項の規定による指定をしたときは、指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第四条の五 削除

第四条の六 指定試験機関の役員及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第四条の九第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

第四条の七 指定試験機関は、試験事務のうち、理容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第四条の八 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四条の九 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

厚生労働大臣は、第一項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第四条の十 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第四条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第四条の十一 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第四条の十二 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第四条の十三 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に

は、指定試験機関に対し、試験事務の状況に必要報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四条の十四 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

厚生労働大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部を休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

厚生労働大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第四条の十五 厚生労働大臣は、指定試験機関が

第四条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

厚生労働大臣は、指定試験機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四条の三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四条の六第二項（第四条の七第四項において準用する場合を含む。）、第四条の九第三項又は第四条の十二の規定による命令に違反したとき。

三 第四条の七第一項、第四条の十、第四条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第四条の九第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第四条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

厚生労働大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第四条の十六 第四条の二第一項、第四条の六第一項、第四条の九第一項、第四条の十第一項又は第四条の十四第一項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第四条の十七 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

厚生労働大臣は、指定試験機関が第四条の十四第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四条の十五第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わなければならないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

第四条の十八 理容師試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が当該試験に係る試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第四条の十九 第四条の二から前条までに規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五条 厚生労働省に理容師名簿を備え、理容師の免許に関する事項を登録する。
第五条の二 理容師の免許は、理容師試験に合格した者の申請により、理容師名簿に登録することによつて行う。
厚生労働大臣は、理容師の免許を与えたときは、理容師免許証を交付する。
第五条の三 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、理容師の

登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。
指定登録機関の指定は、登録事務を行うおとする者の申請により行う。

第五条の四 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第五条の二第二項の規定の適用については、第五条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第五条の二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「理容師の免許を与えたときは、理容師免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に理容師免許証明書」とする。

指定登録機関が登録事務を行う場合において、理容師の登録又は理容師免許証若しくは理容師免許証明書の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を指定登録機関に納付しなければならない。

前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。
第五条の五 第四条の三、第四条の四、第四条の六及び第四条の八から第四条の十七までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第四条の三中「前条第二項」とあるのは「第五条の三第二項」と、第四条の四第一項、第四条の十第一項、第四条の十五第二項第五号及び第四条の十六第一項中「第四条の二第一項」とあるのは「第五条の三第一項」と、第四条の八第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第四条の十五第二項第二号中「職員」と、第四条の七第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「第四条の六第二項」と、同項第三号中「第四条の七第一項、第四条の十」とあるのは「第四条の十」と読み替へるものとする。

第五条の六 第二条及び第五条から前条までに規定するもののほか、理容師の免許、理容師名簿の登録、理容師免許証、理容師免許証明書並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

第六条の二 理容師は、理容所以外において、その業を業としてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

第七条 理容師の免許は、次のいずれかに該当する者には、与えないことがある。
一 心身の障害により理容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
二 第六条の規定に違反した者
三 第十条第三項の規定による免許の取消処分を受けた者

第八条 厚生労働大臣は、理容師の免許を申請した者について、前条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により理容師の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。
第九条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第十条 厚生労働大臣は、理容師が第七条第一号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

都道府県知事は、理容師が第六条の二若しくは前条の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。
厚生労働大臣は、理容師が前項の規定による業務の停止処分違反したときは、その免許を取り消すことができる。

第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

第十一条 理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第十一条の四第一項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

理容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその理容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第十一条の二 前条第一項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十二条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第十一条の三 第十一条第一項の届出をした理容所の開設者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした理容所の開設者の地位を承継する。

前項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十一条の四 理容師である従業者の数が常時二十人以上である理容所の開設者は、当該理容所（当該理容所における理容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者（以下「管理理容師」という。）を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が第二項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。

管理理容師は、理容師の免許を受けた後三年以上以上理容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならぬ。

第十二条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。
一 常に清潔に保つこと。
二 消毒設備を設けること。
三 採光、照明及び換気を充分にすること。

第十三条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第十四条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第十五条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第十六条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第十七条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第十八条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第十九条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第十三条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、理容所に立ち入り、第九条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

第十四条 都道府県知事は、理容所の開設者が、第十一条の四若しくは第十二条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせたときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。

第十四条の二 理容師は、理容の業務に係る技術の向上を図るため、理容師会を組織して、理容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

第十四条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第十四条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十四条の五 第四条の十五第二項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反した

ときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十四条の六 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の十一（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四条の十三第一項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四条の十四第一項（第五条の五において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けていないで、試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十一条の二の規定に違反して理容所を使用した者

四 第十三条第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四条の規定による理容所の閉鎖処分に違反した者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第二号から第五号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第十七条 地域保健法（昭和二十二年法律第百一十号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第三条第三項及び第十一条の四第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

第十七条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為又はその不作為とする。

この法律は、昭和二十三年一月一日から施行する。

第十九条 この法律施行の際現に都道府県知事の免許、許可その他の処分を受けて理髪又は美容を業としてゐる者は、これを第二条又は第三条の規定による理髪師又は理容師の免許を受けた者とみなす。

第二十條 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第三条第三項の規定の適用については、学校教育法第十九条に規定する者とみなす。

第二十条 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の二 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の三 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の四 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の五 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の六 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の七 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の八 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の九 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の十 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の十一 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の十二 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の十三 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の十四 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の十五 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の十六 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の十七 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の十八 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の十九 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の二十 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の二十一 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二十条の二十二 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

法」という。)第三条第三項又は第二条の規定による改正後の美容師法(以下「新美容師法」という。)第四条第三項の規定にかかわらず、新美容師法又は新美容師法の規定による美容師試験又は美容師試験を受けることができる。

2 前項の場合において、この法律の施行の際現に当該学科を修めている者が当該学科を修め終る日までの間は、当該美容師養成施設又は当該美容師養成施設に係る旧美容師法第三条第四項又は旧美容師法第四条第四項の規定による厚生大臣の指定は、なおその効力を有する。

3 第一項の規定に基づき一年以上の実地習練を経た者(同項の規定に基づき実地習練を行った期間と旧美容師法第三条第五項又は旧美容師法第四条第五項の規定に基づき実地習練を行った期間とを合算した期間が一年以上である者を含む。)は、平成十二年三月三十一日までは、附則第二条の規定によりなお従前の例により行われる美容師試験又は美容師試験を、同年四月一日以降は、新美容師法第三条第三項又は新美容師法第四条第三項の規定にかかわらず、新美容師法又は新美容師法の規定による美容師試験又は美容師試験を受けることができる。

2 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)によ

る中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、前項の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

3 厚生労働大臣は、第一項の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣と協議しなければならない。

6 美容師又は美容師の免許の特例(理容師法又は旧美容師法の規定による美容師試験又は美容師試験(附則第二条の規定によりなお従前の例により行われる美容師試験又は美容師試験を含む。))に合格した者は、新美容師法第二条又は新美容師法第三条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けて理容師又は美容師になることができる。

7 理容師又は美容師の免許を受けた者(旧理容師法又は旧美容師法の規定により理容師又は美容師の免許を受けた者は、新美容師法又は新美容師法の規定により理容師又は美容師の免許を受けた者とみなす。)(旧理容師法又は旧美容師法の規定による理容師名簿又は美容師名簿)

8 理容師名簿又は美容師名簿(理容師法第五条又は旧美容師法第五条の規定による理容師名簿又は美容師名簿は、新美容師法第五条又は新美容師法第五条の規定による理容師名簿又は美容師名簿とみなし、旧理容師法第五条又は旧美容師法第五条の規定によりなされた理容師名簿又は美容師名簿への登録は、新美容師法第五条又は新美容師法第五条の規定によりなされた理容師名簿又は美容師名簿への登録とみなす。)

2 都道府県知事は、施行日において、前項に規定する理容師名簿又は美容師名簿を厚生大臣に引き継ぐものとする。

3 指定登録機関が理容師又は美容師の登録の実施等に関する事務を行う場合における前項の規定の適用については、「厚生大臣に」とあるのは、「指定登録機関に」とする。

9 附則に特別の規定があるものを除くほか、旧理容師法又は旧美容師法によってした美容師法中にこれに相当する規定があるときは、新美容師法(第三条第三項を除く。)又は新美容師法(第三条第三項を除く。)

新美容師法(第四条第三項を除く。)によってしたものとみなす。(罰則に関する経過措置) 第十條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任) 第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成八年六月二六日法律第一〇七号)抄 七号(施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一・二 略 三 第三条から第五条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

七号(抄) 第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十

項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二

条、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、

第百五十七條第四項から第六項まで、第百六十條、第百六十三條、第百六十四條並びに第

二百二條の規定 公布の日 (国等の事務) 第百五十九條 この法律による改正前のそれぞれ

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。(処分、申請等に関する経過措置) 第百六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置) 第百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。(処分、申請等に関する経過措置) 第百六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置) 第百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。(処分、申請等に関する経過措置) 第百六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置) 第百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。(処分、申請等に関する経過措置) 第百六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置) 第百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。(処分、申請等に関する経過措置) 第百六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置) 第百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)
第六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、とらる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものと、新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二十二年二月二日法律第一六〇号) 抄
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五條、第千三百六十六條、第千三百七十四條第二項、第千三百七十六條第二項及び第千三百七十四條の規定 公布の日
附則 (平成二十二年五月三十一日法律第九一号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附則 (平成二十三年六月二十九日法律第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を検討して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(再免許に係る経過措置)
第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。)に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

(罰則に係る経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十八年六月二日法律第五〇号) 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則 (平成二十九年六月二七日法律第九六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十三年六月二二日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五十五号)の公布の日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。

附則 (平成二十三年六月二二日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替への円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の九、第二十四条の五の二十三、第二十四条の八及び第二十四条の三十六の改正規定に限

る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條(社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五條、第三十七條、第三十八條(水道法第四十六條、第三十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。)、第三十九條、第四十三條(職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。)、第五十一條(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。)、第五十四條(障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。)、第六十五條(農地法第三條第一項第九号、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。)、第八十七條から第九十二条まで、第九十九條(道路法第二十四條の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。)、第一百一條(土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。)、第一百二條(道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。)、第一百三條、第一百五條(駐車場法第四條の改正規定を除く。)、第一百七條、第一百八條、第一百十五條(首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。)、第一百十六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百十八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。)、第一百二十條(都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十四條、第十二條の五、第十三條の十、第十四條、第二十二條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第二百一十一條(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第三百三十九條の三、第三百四十一條の二及び第四百二十二條の改正規定に限る。)、第二百一十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。)、第二百二十八條(都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。)、第三百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第二百四條及び第二百九條の二の改正

る。)、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條(社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五條、第三十七條、第三十八條(水道法第四十六條、第三十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。)、第三十九條、第四十三條(職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。)、第五十一條(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。)、第五十四條(障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。)、第六十五條(農地法第三條第一項第九号、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。)、第八十七條から第九十二条まで、第九十九條(道路法第二十四條の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。)、第一百一條(土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。)、第一百二條(道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。)、第一百三條、第一百五條(駐車場法第四條の改正規定を除く。)、第一百七條、第一百八條、第一百十五條(首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。)、第一百十六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百十八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。)、第一百二十條(都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十四條、第十二條の五、第十三條の十、第十四條、第二十二條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第二百一十一條(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第三百三十九條の三、第三百四十一條の二及び第四百二十二條の改正規定に限る。)、第二百一十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。)、第二百二十八條(都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。)、第三百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第二百四條及び第二百九條の二の改正

規定に限る。)、第四百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第四百四十五条、第四百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第四百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百一十一条及び第三百十八号の改正規定に限る。)、第四百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第四百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。)、第四百五十七条、第四百五十八号(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第四百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一号及び第十三条の改正規定に限る。)、第四百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十号、第十二号、第十三号、第三十六号第二項及び第五十六号の改正規定に限る。)、第四百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第四百六十九号、第七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第七十四号、第七十八号、第八十二号(環境基本法第十六号及び第四十号の改正規定に限る。))及び第八十七号(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八号第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九号第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四号及び第三十五号の改正規定に限る。の規定並びに附則第十三号、第十五号から第二十四号まで、第二十五号第一項、第二十六号、第二十七号第一項から第三項まで、第三十号から第三十二号まで、第三十八号、第四十四号、第四十六号第一項及び第四十八号、第四十七号から第四十九号まで、第五十

一条から第五十三号まで、第五十五号、第五十八号、第五十九号、第六十一条から第六十九号まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十八号、第八十条第一項及び第三項、第八十三号、第八十七号(地方税法第五百八十七号の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九号、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五号から第七七号まで、第九十二号、第九十五条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四号第八項の改正規定に限る。)、第九十九号、第二百一十一号の二並びに第二百二十三号第二項の規定 平成二十四年四月一日

第十六条 第二十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の理容師法(以下この条において「新理容師法」という。))第十七号の規定により読み替えて適用する新理容師法第九号第三号の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五号第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。))又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新理容師法第九号第三号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新理容師法第十七号の規定により読み替えて適用する新理容師法第九号第三号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

2 第二十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新理容師法第七号の規定により読み替えて適用する新理容師法第十二号第四号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新理容師法第十二号第四号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新理容師法第十七号の規定により読み替えて適用する新理容師法第十二号第四号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において(罰則)に関する経過措置)

て同じ。))の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附則 (平成二十三年二月一四日法律第一二二号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六号、第八号、第九号及び第十三号の規定 公布の日

附則 (平成二六年六月四日法律第五一五号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

第二条 (経過措置の原則) この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第八号 (罰則) 罰則に関する経過措置

第八号 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九号 (政令への委任)

第九号 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第二条 (経過措置の原則) 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第三条 (訴訟に関する経過措置)

第三条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。))の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。))により異議申立てが提起

された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。